

○新見市哲多B&G海洋センター条例

平成19年3月23日

条例第28号

新見市B&G海洋センター条例（平成17年新見市条例第304号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、市民の健康増進と青少年の健全育成を図るため、新見市哲多B&G海洋センター（以下「施設」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新見市哲多B&G海洋センター	新見市哲多町花木1090番地

（事業）

第3条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1） スポーツ及びレクリエーション等の振興に関する事業

（2） その他目的達成に必要な事業

（指定管理者による管理）

第4条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 施設の使用許可等に関する業務

（2） 施設及び付属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

（3） 前号に掲げるもののほか、施設の運営に関する業務のうち、教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の指定手続等）

第6条 指定管理者の指定手続等については、新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年新見市条例第14号）の規定に基づき実施するものとする。

（休館日）

第7条 施設の休館日は次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（1） 毎週月曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日。ただし、月曜日が休日にあたるときはその翌日とする。

（2） 12月29日から翌年1月3日まで。

（使用時間）

第8条 施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の許可）

第9条 施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする時も同様とする。

2 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは前項の許可を与えないことができる。

- (1) 第1条に規定する施設の設置目的に反する使用であるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設を損傷するおそれがあるとき。
- (4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、使用に関して必要な条件を付することができる。

（禁止事項）

第10条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失すること。
- (2) 危険物又は衛生上支障のある物を持ち込むこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用すること。
- (5) 許可なく物品販売、宣伝、興行その他これに類する行為をすること。
- (6) その他施設等の設置目的に反すること。

（指示）

第11条 教育委員会は、施設等の安全と秩序ある運営を図るため、使用者に必要な指示を与えることができる。

（使用の制限）

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するとき、若しくは該当するおそれがあると認められるときは、許可した事項の変更、許可の取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは教育委員会の指示に違反したとき。
- (3) 天災地変その他避けることのできない理由により必要があると認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営に支障があると認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項の変更、許可の取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、教育委員会はその賠償の責めを負わないものとする。

（使用料）

第13条 使用者は、施設等を使用しようとするときは、施設等使用料（以下「使用料」という。）を納めなければならない。

2 使用料は別表に掲げる額とする。

(使用料の減免)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除することができる。ただし、電灯料は免除しない。

- (1) 3歳未満の者が使用するとき。
- (2) 市内の小学校、中学校及び特別支援学校が教育を目的で使用するとき。
- (3) 市内の保育所等が保育を目的で使用するとき。
- (4) 前各号のほか、教育委員会が特に必要があると認めたとき。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を2分の1に減額することができる。ただし、電灯料は減額しない。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が使用するとき。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。
- (3) 療育手帳交付要綱（昭和48年厚生事務次官通達発児第156号）第2の規定により療育手帳の交付を受けている者が使用するとき。
- (4) 前各号のほか、教育委員会が特に必要があると認めたとき。

(使用料の不還付)

第15条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は使用者の責めに帰さない理由により施設を使用できなくなったとき、又は相当の理由があると認めたときは、その使用料の一部又は全部を還付することができる。

(譲渡等の禁止)

第16条 使用者は、使用の権利を譲渡し、転貸し、又は転売してはならない。

(損害賠償等)

第17条 使用者は、故意又は過失により使用する施設等を損壊し、又は滅失したときは、教育委員会に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の規定により届け出た場合は、教育委員会の指示に基づいてこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(読替規定)

第18条 第6条の規定により指定管理者を指定したときは、第4条、第7条、第8条、第9条、第11条、第12条、第14条及び第15条の「教育委員会」を「指定管理者」に読み替えるものとする。ただし、第7条及び第8条において変更を行うときは、教育委員会の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、この条例に定める「使用」を「利用」に読み替える。ただし「使用料」は「利用料金」に読み替え、指定管理者に収受させることができる。

3 指定管理者が利用料金を変更するときは、利用料金を基準額とし、当該基準額に0.5を乗じて得た額から1.5を乗じて得た額の範囲内の額で、教育委員会の承認を得て

定めることができる。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 29 日条例第 56 号）

この条例は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 24 日条例第 63 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日条例第 24 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日条例第 10 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 13 条関係）

新見市哲多B&G海洋センター使用料

1 体育館

施設区分	使用料	備考
アリーナ	1 時間までごとに 5 0 0 円	(1) 電灯料 1 5 0 円を含む。 (2) 使用者が本市の住民以外である場合は、使用料に当該使用料から電灯料を除いた金額の 5 0 %を加算するものとする。
会議室	1 時間までごとに 2 0 0 円	(1) 電灯料 1 5 0 円を含む。 (2) 使用者が本市の住民以外である場合は、使用料に当該使用料から電灯料を除いた金額の 5 0 %を加算するものとする。

○新見市哲多B&G海洋センター条例施行規則

平成19年3月23日

教育委員会規則第6号

新見市B&G海洋センター条例施行規則（平成17年新見市教育委員会規則第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、新見市哲多B&G海洋センター（以下「施設」という。）条例（平成19年新見市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用許可申請）

第2条 条例第9条の規定により施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、施設使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を新見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、第1項の規定にかかわらず施設の使用が個人の使用であり、団体若しくは専用使用でない場合は、当該個人使用者が施設備え付けの申請書（様式第2号）に必要事項を記載することにより申請書の提出があったものとみなす。

（許可書の交付）

第3条 教育委員会は、施設の使用を許可したときは、施設使用許可書（様式第3号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 教育委員会は、第1項の規定にかかわらず第2条第2項の規定による申請があった場合は、申請書の内容を審査し、使用者の本人確認を行ったうえで使用を許可し、許可書を交付したものとみなす。

（使用料の減免）

第4条 条例第14条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、施設使用料減免申請書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請を受けたときは、その可否を施設使用料減免決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により使用料の減免を受けている者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

（使用料の還付）

第5条 条例第15条ただし書きの規定による既納の使用料の還付を受けようとするものは、施設使用料還付申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

（読替規定）

第6条 条例第4条の規定により指定管理者により管理を行わせる場合は、第2条、第3条、第4条及び第5条の「教育委員会」を「指定管理者」に読み替えるものとする。

2 条例第7条、第8条及び第18条において読み替えた場合に変更を行うときは、指定管理者は施設休館日変更（臨時休館）承認申請書（様式第7号）、施設利用時間変更承認申請書（様式第8号）及び施設利用料金変更承認申請書（様式第9号）を教育委員会に提出するものとする。

3 前項の場合において指定管理者から各承認申請書が提出されたときは、教育委員会はこれを速やかに審査し、適当と認めたときは、施設休館日変更（臨時休館）承認書（様式第10号）、施設利用時間変更承認書（様式第11号）及び施設利用料金変更承認書（様式第12号）により通知するものとする。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日教委規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。